

令和8年3月18日

関連業者の皆様

森 町 役 場
財 政 課

競争入札における最低制限価格及び低入札調査基準価格の見直しについて（通知）

令和8年4月1日以降に公告（指名）する入札から、最低制限価格・低入札調査基準価格を設定する算定方法を次のとおり改正します。

なお、令和8年3月31日までに公告（指名）した入札については、改正前の算定方法によります。

1 対象となる入札

- (1) 予定価格（税抜）1件200万円を超える建設工事等
- (2) 予定価格（税抜）1件100万円を超える測量・建設コンサルタント等
※見積合せならびに随意契約によるものは対象外

2 最低制限価格・低入札調査基準価格を設定する対象

- (1) 最低制限価格
 - ・低入札調査基準価格の適用を受けない競争入札による工事、測量・建設コンサルタント等
- (2) 低入札調査基準価格
 - ・予定価格（税抜）5,000万円以上の工事
 - ・総合評価方式の適用を受ける工事

3 算定式の基準

- (1) 建設工事等
令和4年中央公契連モデルによる算定
- (2) 測量・建設コンサルタント等
令和6年4月国土交通省基準による算定

4 最低制限価格・低入札調査基準価格の算定方法

- (1) 建設工事等
設計書の費目ごとに算入率を掛け、小数点以下は切捨て、各項目を合計する。
合計額の千円未満の端数を切捨てたものを最低制限価格、低入札調査基準価格とする。
特別なものについては、算定方法にかかわらず予定価格（税抜）の10分の7.5から10分の9.2までの範囲で適宜の割合とする。

【建設工事等】

最低制限価格及び調査基準価格の算定式			
工事	計 算 式	設定範囲：予定価格（税抜）×0.75～0.92	
		直接工事費	×0.97
		共通仮設費	×0.90
		現場管理費	×0.90
	一般管理費	×0.68	

※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合、上限(下限)値で設定

(2) 測量・建設コンサルタント等

設計書の費目ごとに算入率を掛け、小数点以下は切捨てて、各項目を合計する。

合計額の千円未満の端数を切捨てたものを最低制限価格とする。

特別なものについては、算定方法にかかわらず予定価格（税抜）の10分の6から10分の8.1まで（測量業務は10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務は3分の2から10分の8.5まで）の範囲で適宜の割合とする。

【測量・設計コンサルタント等】

最低制限価格及び調査基準価格の算定式			
測量	設定範囲：予定価格（税抜）×0.60～0.82		
	計算式	直接測量費	×1.00
		測量調査費	×1.00
		諸経費	×0.50
土木関係の 建設コンサル タント	設定範囲：予定価格（税抜）×0.60～0.81		
	計算式	直接人件費	×1.00
		直接経費	×1.00
		その他原価	×0.90
一般管理費等		×0.50	
建築関係の 建設コンサル タント	設定範囲：予定価格（税抜）×0.60～0.81		
	計算式	直接人件費	×1.00
		特別経費	×1.00
		技術料等経費	×0.60
諸経費		×0.60	
地質調査	設定範囲：予定価格（税抜）×2/3～0.85		
	計算式	直接調査費	×1.00
		間接調査費	×0.90
		解析等調査業務費	×0.80
諸経費		×0.50	
補償関係コン サルタント	設定範囲：予定価格（税抜）×0.60～0.81		
	計算式	直接人件費	×1.00
		直接経費	×1.00
		その他原価	×0.90
一般管理費等		×0.50	

※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合、上限(下限)値で設定

担 当 財政課 契約管財係
電 話 0538-85-6306